

議案第 27 号

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 25 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、平成 25 年 12 月 13 日に公布された消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）に基づき、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大口町
条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新						
別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表						
階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 <u>239</u>	千円 <u>344</u>	千円 <u>459</u>	千円 <u>594</u>	千円 <u>779</u>	千円 <u>979</u>
副団長	<u>229</u>	<u>329</u>	<u>429</u>	<u>534</u>	<u>709</u>	<u>909</u>
分団長	<u>219</u>	<u>318</u>	<u>413</u>	<u>513</u>	<u>659</u>	<u>849</u>
副分団長	<u>214</u>	<u>303</u>	<u>388</u>	<u>478</u>	<u>624</u>	<u>809</u>
部長及び 班長	<u>204</u>	<u>283</u>	<u>358</u>	<u>438</u>	<u>564</u>	<u>734</u>
団員	<u>200</u>	<u>264</u>	<u>334</u>	<u>409</u>	<u>519</u>	<u>689</u>

旧						
別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表						
階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 <u>189</u>	千円 <u>294</u>	千円 <u>409</u>	千円 <u>544</u>	千円 <u>729</u>	千円 <u>929</u>
副団長	<u>179</u>	<u>279</u>	<u>379</u>	<u>484</u>	<u>659</u>	<u>859</u>
分団長	<u>169</u>	<u>268</u>	<u>363</u>	<u>463</u>	<u>609</u>	<u>799</u>
副分団長	<u>164</u>	<u>253</u>	<u>338</u>	<u>428</u>	<u>574</u>	<u>759</u>
部長及び 班長	<u>154</u>	<u>233</u>	<u>308</u>	<u>388</u>	<u>514</u>	<u>684</u>
団員	<u>144</u>	<u>214</u>	<u>284</u>	<u>359</u>	<u>469</u>	<u>639</u>